

次期「岩手県障がい者プラン（令和6年度～令和11年度）」素案概要について

参考資料

1 策定の趣旨（総論新旧P2）

- 平成30年3月に「岩手県障がい者プラン（平成30年度から令和5年度）」を策定し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進。
- この間、障害者差別解消法や障害者総合支援法の一部改正のほか、「読書バリアフリー法」が令和元年6月に施行、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年5月に施行されるなど、障がいのある方を取り巻く施策及び環境が大きく変化。
- 本計画はこれまでの「岩手県障がい者プラン」に基づく取組みをさらに充実、発展させていくとともに、施策や環境の変化を踏まえ、令和6年度を始期とした新たな計画を策定する。

2、3 プランの性格と計画期間（同P3）

岩手県障がい者プラン

障がい者計画（障害者基本法第11条第2項）

県の障がい保健福祉施策の基本的考え方や具体的推進方策について定めた計画
期間：令和6年度から令和11年度（6年間）

障がい福祉計画（障害者総合支援法第89条）・障がい児福祉計画（児童福祉法第33条）

障がい福祉サービスの提供体制の確保等について定めた計画。

期間：令和6年度から令和8年度（3年間） ※国の基本指針に基づく
※障がい者計画は障がい福祉計画の2期6年分に相当

4 基本目標（同P3）

障がい者一人ひとりが、地域の人たちと共に支えあう仲間として、いきいきと暮らし、幸福を実感できる社会

5 プランの推進（同P3）

地域の特性や障がい保健サービスなどの需要に応じて、サービス基盤の整備を推進しながら、包括的なサービスを適切に提供する体制づくりを図るための地域単位として9つの障がい保健福祉圏域を設定し、圏域ごとに障がい保健福祉計画を策定し、施策を推進

6 点検・評価と見直し（同P4）

- 計画の実効性を確保するため、毎年度、計画の進捗状況を点検し、点検結果を岩手県障害者施策推進協議会に報告し、推進方策等について意見を求める。
- 各障がい保健福祉圏域計画についても、点検結果を地域自立支援協議会等に報告し、推進方策等について意見を求める。

総論

障がい者計画（県の障がい保健福祉施策の基本的な考え方）

各論

現状

1 障がい児・者の現状（同P10～）

- (1) 身体障がい者は減少傾向にあるが、知的、精神障がい者は増加傾向。また、65歳以上の割合が増加
【障がい者手帳所持者の推移】

	H24	H28	R4	H24⇒R4
身体	55,867	53,812	48,805	△7,062
知的	10,978	11,693	12,515	1,537
精神	6,745	9,308	12,913	6,168
合計	73,590	74,813	74,233	643

- (2) 重症心身障がい児、医療的ケア児及び超重症児等は、在宅者の割合が高い状況。
- (3) 高次脳機能障がい、ひきこもりの状態にある者の実態の把握が困難
- (4) 特定医療費（指定難病）の助成対象疾病の拡大に伴い、難病患者（医療費助成受給者）も増加傾向

2 相談支援体制（同P27～）

- (1) 発達障がい、高次脳機能障がい者及び難病等の相談支援件数が増加傾向
- (2) アルコール健康障害、ギャンブル等依存症については精神保健福祉センター、保健所及び市町村等において対応
- (3) 市町村単位で障がいを理由とする不利益な取扱い等に関する相談窓口を設置
- (4) 「岩手県こころのケアセンター」において被災者のこころのケアを継続実施

3 療育支援体制（同P37～）

- (1) 障がい児療育の中核施設である岩手県立療育センターにおいて肢体不自由児の入所支援のほか、医療的ケアを伴う重症心身障がい児の入所支援等を実施
- (2) 市町村により取組に差があり、専門スタッフも不十分

4 医療体制（同P41～）

- (1) 精神科病院の病床利用率は8割弱となっており、新規入院患者の平均在院日数は全国平均を下回っている状況

5 就労・社会参加活動（同P46～）

- (1) 法定雇用率の上昇に伴い、一般就労者数は徐々に増加している一方、一般就労を希望しながら就労できない障がい者も増加。6カ月以上定着率は上昇傾向にあるものの早期の離職も見受けられる状況
- (2) 福祉的就労者数は徐々に増加しており、近年は工賃実績が目値を上回っているが未だ低水準
- (3) 障がい者団体等が社会参加活動や普及啓発活動などを活発に実施

6 障がい福祉サービス（同P52～）

- (1) 障がい福祉サービス提供基盤の整備は着実に進展し、特に就労継続支援や共同生活援助（グループホーム）など、地域移行した障がい者を支える場が増加。

障がい（児）者をめぐる主な課題

（※【 】は左記「現状」の項目に対応）

- 1 障がい者の権利擁護、相談支援体制の充実（P55～）
 - ・ 共生条例、改正障害者差別解消法に係る普及啓発及び相談体制の強化【2(3)】
 - ・ 障がい者の自己決定を尊重し、適切なサービスを受けられる相談支援体制の強化【2(1)】

- 2 医療体制の充実、多様な障がいへの対応等（P56～）
 - ・ 身近な地域で必要な医療を受けることができる地域医療体制等の充実【4(1)】
 - ・ 高次脳機能障がい、強度行動障がい等の多様な障がいのある人の把握、地域における支援体制の整備【1(3)、2(1)】

- 3 健康な心と体を育みライフステージに応じた支援の提供（P57～）
 - ・ 被災者のこころのケアの継続的な取組【2(4)】
 - ・ 療育支援体制（医療的ケアを伴う重症心身障がい児の入所支援等）の充実【3(1)】
 - ・ インクルーシブ教育システムの推進【1(1)】
 - ・ 高齢障がい者が希望する地域、生活環境で生活できるよう、高齢化に対応したサービスの充実【1(1)】

- 4 自立と社会参加の促進（P58～）
 - ・ 精神障がい者を含めた障がい者の就労とその定着に向けた支援体制の強化【5(1)】
 - ・ 農福、水福連携による障がい者の職域の拡大【5(2)】
 - ・ 社会参加活動の推進【5】
 - ・ 障がい者に対する県民理解の促進【1】
 - ・ 障がい特性に応じた情報提供及び意思疎通支援の充実

- 5 安心して暮らし続けることができる地域づくり（P59）
 - ・ 障がい福祉サービス等の充実【6(1)】
 - ・ 障がい者を支援する人材の育成
 - ・ 障がい者の自己決定を尊重した地域生活への移行【6(1)】
 - ・ 多様な主体による生活支援の促進
 - ・ アクセシブルな電子書籍等（音声読上、点字、拡大図書等）の普及等
 - ・ 自然災害を教訓とした防災対策の強化

資料2

I

II

III

IV

V

障がい福祉計画（障がい福祉サービスの提供体制の確保等）

別冊 ※市町村計画の積み上げ

次期「岩手県障がい者計画 各論」 (令和6年度～令和11年度)

施策推進の体系と主な取組

I 障がい者の権利を守り、共に生きる地域づくりを推進する (各論新旧P2～)

具体的推進方向

- 1 障がい者の権利擁護
- 2 相談支援体制の充実・強化

主な取組

- 障がい者に対する不利益な取扱いの解消と虐待防止
相談窓口職員研修、出前講座等を通じた障がい者に対する不利益な取扱いの解消及び虐待の防止に向けた取組の推進
- 障がい者の自己決定を尊重した相談体制の整備
障がい者本人の自己決定を尊重する相談支援体制の構築
(相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定ガイドラインの普及)

II 多様な障がい特性に応じた適切な支援を提供する (同P10～)

具体的推進方向

- 1 医療体制等の充実
- 2 多様な障がいへの対応
- 3 地域リハビリテーション体制の充実

主な取組

- 障がい者に対する適切な医療の提供
精神科救急センターの充実による精神科救急医療体制の確保等
- 多様な障がいへの対応
高次脳機能障がい、強度行動障がいを有する者等に対する適切な支援
関係機関の連携による社会リハビリテーションの提供体制整備

III 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する (同P25～)

具体的推進方向

- 1 障がいの早期発見と疾病・介護の予防
- 2 療育支援体制の充実
- 3 教育の充実
- 4 障がい者の高齢化への対応

主な取組

- 心と体の健康づくりの推進
継続した被災地におけるこころのケアの推進
- 療育支援体制(医療的ケア児への支援等)の充実
保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携した地域療育ネットワークの構築
- 特別支援教育の充実
「交流籍」を活用した交流及び共同学習の充実
- 施設や地域における高齢障がい者への支援の充実
高齢障がい者が希望する地域、生活環境で安心して暮らすことができるサービスの充実、高齢者や障がい(児)者が共に利用できる「共生型サービス」の活用推進

施策推進の体系と主な取組

IV 自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進する (同 P32～)

具体的
推進
方向

- 1 多様な就労の場の確保
- 2 社会参加活動の推進
- 3 障がい者に対する県民理解の推進
- 4 情報提供の充実

主な
取組

- 一般企業への就労機会の拡大と定着に向けた支援、福祉的就労の場の拡充
障害者就業・生活支援センターにおける就業面及び社会面からの一体的な相談支援
新たな職域拡大を図るための「農福・水福連携」の取組の推進
- 活動・交流の場や機会の確保
障がい者の文化芸術活動やスポーツの振興
投票所の環境整備、特別支援学校における啓発授業等による主権者教育
- 啓発と交流による心のバリアフリーの推進
人々の意識や社会環境の中にある様々な障壁を取り除くなど、心のバリアフリーの推進
県民が多様な障がいについて理解を深める機会の確保
- 障がい特性に配慮した情報提供の充実
視聴覚障がい者等への意思疎通支援の充実
遠隔手話や市町村配置通訳者との連携等に係る検討

V 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる (同 P43～)

具体的
推進
方向

- 1 障がい福祉サービスの充実
- 2 障がい者を支える人材の育成
- 3 地域移行の推進
- 4 多様な主体による生活支援の促進
- 5 ユニバーサルデザイン化の推進
- 6 防災・防犯対策の充実

主な
取組

- 多様な生活の場の確保
生活介護、就労継続支援等の多様な場の整備
- 保健、医療、福祉人材の養成
県立大学や福祉関係団体等と連携した研修の実施、福祉人材センターと連携した支援
- 入所施設や精神科病院からの地域移行・地域生活支援の推進
障がい保健福祉圏域又は市町村における地域生活支援拠点等の整備の促進
- ボランティア・NPO活動の推進、住民参加による生活支援
障がい者等の多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できるボランティア養成等の推進
- バリアフリー環境の整備
「ひとにやさしい駐車場利用証制度」の普及等、移動しやすい環境の整備
アクセシブルな図書等の拡充、点訳や録音図書の作成ボランティアの養成等
- 災害時の支援体制の充実
市町村と連携した避難行動要支援者支援の取組を推進
遠隔手話や市町村配置通訳者との連携等に係る検討 (再掲)